

決 定 書

申 立 人 スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合
 中央執行委員長 X 1

被申立人 エクソンモービル有限会社
 代 表 取 締 役 Y 1

上記当事者間の都労委平成18年不第97号事件について、当委員会は、平成21年7月7日第1493回公益委員会議において、会長公益委員永井紀昭、公益委員大辻正寛、同小井土有治、同梶村太市、同松尾正洋、同須藤正彦、同和田正隆、同馬越恵美子、同中島弘雅、同中窪裕也、同荒木尚志、同櫻井敬子、同森戸英幸の合議により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 事案の概要

平成18年2月、申立人スタンダード・ヴァキューム石油自主労働組合（以下「組合」という。）は、被申立人エクソンモービル有限会社（以下「会社」という。）に対して、「2006年一時金要求書」等を提出し、その後11月に会社回答の内容で妥結されるまでの間、一時金要求に係る団体交渉が断続

的に実施された。

この交渉において、会社は、一時金支給額について、専門職は年間6.45か月分、事務・技能職は同4.65か月分とする旨を回答した。また、7月に組合が会社に対して一時金の仮払いを求めたところ、会社は、交渉が未妥結であること等を理由として、組合の要求に応じなかった。

本件は、会社が、一時金支給額について専門職と事務・技能職とで異なる回答を行ったこと、及び組合の一時金仮払い要求に応じなかったことが、組合の組織・運営に対する支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

2 本件手続の経緯

当委員会は、本件申立てに係る手続と併行して、組合が労働組合法第2条及び第5条第2項に規定する要件を具備しているか否かについて審査するため、組合に対して、上記審査に必要な組合規約その他の関係書類の提出を求め、21年4月27日及び5月26日の両日、上記書類の提出を督促した。

これに対して、6月1日、組合は、不当労働行為審査手続における審査委員の審査指揮に対する不服を理由として、上記書類を提出する意思がない旨を記載した「組合資格審査提出要求について」と題する同日付文書を当委員会に提出し、爾後上記書類を提出していない。

3 当委員会の決定

以上の次第であるから、本件申立ては、労働委員会規則第33条第1項第2号にいう「労働組合が申立人である場合に、その労働組合が労組法第5条の規定により労組法の規定に適合する旨の立証をしないとき。」に該当するので、主文のとおり決定する。

平成21年7月7日

東京都労働委員会

会 長 永 井 紀 昭